

関西学院大学体育会ゴルフ部則

2017年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この部は、関西学院大学体育会ゴルフ部と称する。

(部室)

第2条 この部は、部室を関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス学生会館新館内に置く。

第2章 目的及び活動

(理念及び目的)

第3条 スクールモットー“Mastery for Service”(奉仕のための練達)を実践するため、体力、技量の向上だけでなく、エチケット・マナーを身につけ、ゴルフゲームの精神を理解し、社会で活躍できる人間を創造することを目的とする。また“Noble Stubbornness”(高貴なる粘り)の精神に則り、常にベストを尽くして上位を目指す。勝者は常に謙虚さを失わず、敗者は相手を称え常に品位を保つことが出来る人格の形成を目指す。

(活動)

第4条 部は、関西学生ゴルフ連盟(以下、学連)に属し、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 学連が主催する競技会への参加

(2) 日本のゴルフ統轄団体である公益財団法人日本ゴルフ協会(以下、日本ゴルフ協会)、一般社団法人関西ゴルフ連盟など地区連盟、兵庫県ゴルフ連盟など都道府県連盟・協会の主催する競技会への参加

(3) その他部の目的を達成するために必要な活動

(活動年度)

第5条 本会の活動年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第3章 部員

(部員)

第6条 部員は関西学院大学の正規学生とする。

(勧誘活動)

第7条 入学前の生徒に対して、活動実績から勧誘活動を行う場合は、監督が対応し、部長が責任を負う。

2 入学後の学生に対する勧誘活動は部員が対応し、部長が責任を負う。

(入部)

第8条 部員になろうとする者は、入部届に必要事項を記入し、監督を通じ、部長に申し込みをしなければならない。

(任意退部)

第9条 部員は、主将および監督を通じ、部長に退部届を提出することにより、任意にいつでも退部することができる。

(アカデミック・サスペンション)

第10条 学連の規程並びに関西学院大学体育会の定める Academic Eligibility for KG athletes を適用する。

(除名)

第11条 部員が次のいずれかに該当するに至ったときは、部長が当該部員を除名することができる。

(1) 部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(2) その他除名すべき正当な事由のあるとき

(部員の責務)

第12条 部員は、法令及び関西学院大学学則を遵守し、勉学に精励しなければならない。

2 部員は、日本ゴルフ協会が発行する『ゴルフ規則』を学び、「アマチュア資格規則」を遵守しなければならない。

3 部員は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程を遵守しなければならない。

4 部活動には、自動車の運転が必要な場合が多いため、交通規則を遵守し、常に安全運転に努めなければならない。

5 部員は、部活動においてお互いの人格を尊重し、規則違反やマナー違反をした部員を指導する場合も、身体的、精神的苦痛を伴う指導を行ってはならない。指導は、適切な言語を用いた訓育や説諭とする。

(ハラスメント)

第13条 部員は、部活動において、自らの人格が否定され、傷つけられたと感じた場合は、いつでも部長、監督に相談することができる。また、関西学院大学のアカデミック・ハラスメント関連規程に従って、適切な取り扱いを受けることができる。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、部長、総監督、監督及びすべての部員をもって構成する。総会の成立要件は全構成員の3分の2の出席又は委任状の提出を必要とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 活動計画・活動報告

(2) 予算と決算に関する事項

(3) 役職者の選任及び解任に関する事項

(4) 部員の入部並びに退部・除名に関する事項

(5) 部則の改廃に関する事項

(6) その他部の運営に関し必要な事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として、活動年度終了後2ヶ月以内に開催する。その他、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、部長が招集し、議長をつとめる。

第5章 役職者

(役職)

第18条 部に次の役職を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 1名

(3) 総監督 1名

(4) 監督 1名

(5) 主将 1名

(6) 副将 1名

(7) 主務 1名

(8) 女子リーダー 1名

(9) 会計 1名

(10) ゲームリーダー 1名

(11) キャディマスター 1名

(12) 学連担当 1名

(13) 渉外担当 1名

(14) 校内担当 1名

(15) 広報担当 1名

(役職者の選任)

第19条 部長は関西学院大学の教授、准教授、助教及び専任講師から選任され、関西学院大学長が委嘱する。

2 副部長は、関西学院大学の専任教職員から選任され、関西学院大学長が委嘱する。

3 総監督は部長が推薦し、関西学院大学体育会長が委嘱する。

4 監督は部長が推薦し、関西学院大学体育会長が委嘱する。

5 主将、副将、主務、女子リーダー、会計、ゲームリーダー、キャディマスター、学連担当、渉外担当、校内担当、広報担当は、部員の互選に基づき、監督が選任し、部長が承認する。主将、主務、女子リーダー、会計を四役と称する。

(役職者の職務及び権限)

第20条 部長は、法令及びこの部則で定めるところにより、部を代表して、その活動の全体を統括する。

2 副部長は、法令及びこの部則で定めるところにより、部長を補佐し、体育会本部及び関西学院大学との調整、並びに部の事務を執行する。

3 総監督は、法令及びこの部則で定めるところにより、同窓及び競技団体との連携をはかり、その活動を執行する。

4 監督は、法令及びこの部則で定めるところにより、部員の入退部に対応するとともに、練習及び競技参加を統括し、その活動を執行する。

5 主将は、部員を代表し、その活動を統括する。

6 副将は、主将を補佐し、主将に事故あるときはその職務を代行する。

7 主務は、部の事務を主管する。

8 女子リーダーは、女子部員を代表し、女子競技への参加を統括する。

9 会計は、予算及び決算に係る業務を担当する。

10 ゲームリーダーは、競技における戦略、戦術に関する事項を担当する。

11 キャディマスターは、部員のキャディアルバイトに関する事項を担当する。

12 学連担当は、部を代表し、学連の業務を担当する。

13 渉外担当は、合宿などで外部組織との交渉を担当する。

14 校内担当は、学内における交渉を担当する。

15 広報担当は、競技結果など部の活動に関する対外的コミュニケーション活動を担当する。

(役職者の任期)

第21条 部長及び副部長の任期は3年とし、再選を妨げない。

2 総監督及び監督の任期は3年とし、再選を妨げない。

3 原則として、主将、副将、主務、女子リーダー、会計、キャディマスター、ゲームリーダー、学連担当、渉外担当、校内担当、広報担当の任期は1年とする。

4 役職者に欠員があった場合、補欠を選任する。補欠の任期は、前任者の任期満了時までとする。

5 担当の兼任を認める。また、人数が不足の際は下の学年が務めることもある。

第6章 会計

(会費)

第22条 部の年会費は総会で定められた金額を徴収するものとする。年会費は運営上必要な事務費として使用する。原則、部の活動費用は部員の均分な負担とする。

(活動計画及び予算)

第23条 部の活動計画については、主務が総会に報告し、承認を受けなければならない。

2 部の予算については、会計が総会に報告し、承認を受けなければならない。

(活動報告及び決算)

第24条 部の活動報告については、主務が総会に報告し、承認を受けなければならない。

2 部の決算については、会計が総会に報告し、承認を受けなければならない。

第7章 活動の細則

第25条 部の活動の細則を別途定める

第8章 改廃

第26条 この部則は、総会の決議によって変更することができる。

(了解事項) 2018年度以前の入学生には、第10条に準ずる取り扱いをする。

(施行)

本部則は、2017年4月1日より施行する。

本部則は、2019年6月1日より改正施行する。

本部則は、2019年11月18日より改正施行する。

本部則は、2020年4月1日より改正施行する。